

副 本

令和元年（ワ）第172号, 令和2年（ワ）第216号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外2名

令和3年12月6日

意 見 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



被告ら及び補助参加人は、令和3年9月22日付け原告ら第13準備書面ないし第17準備書面について、以下のとおり申し述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」といい、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。

1 原告ら第13準備書面ないし第17準備書面はいずれも本件訴訟の争点との関連性を欠くこと

原告らは、本件原子力発電所の経済性に関し、第13準備書面において、関西電力株式会社及び中部電力株式会社と補助参加人との間における電力の販売について縷々述べるが、被告らは、補助参加人の株主総会において圧倒的多数の株主により支持された、本件原子力発電所の再稼働を目指すという経営の基本方針に従って業務を執行しているのであって、取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の問題が生じる余地はない。すなわち、本件2号機において発電した電力をどのように販売するかは、会社法360条の要件である被告らの「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為」、補助参加人の「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害」のいずれとも無関係である。加えて、第13準備書面における原告らの主張は、裁判所が原告らに対して求めた「本件原発において重大事故が発生しうる具体的危険」（第6回口頭弁論調書2頁）、すなわち本件原子力発電所の安全性に係る主張ではない。

よって、原告ら第13準備書面における「求釈明」については、いずれも回答の必要性が認められない。

また、原告らは、本件原子力発電所の安全性に関し、令和3年9月22日付け第14準備書面ないし第17準備書面において、「本件原発において重大事故が発生する機序」（原告ら第14準備書面5頁）

について主張する。

しかし、令和3年3月10日付け被告ら及び補助参加人準備書面(5)で詳述したとおり、本件原子力発電所の基準地震動や敷地内断層、補助参加人が講じている重大事故等対策の有効性といった事項については、いずれも、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査において審議、判断が予定されているものであり、被告らは、同審査の結果を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を決定することとしているところ、原告らの主張は、本件原子力発電所が同審査に合格し、被告らが再稼働を決定した場合に、同発電所で重大事故が発生することを主張立証するものではなく¹、被告らの「法令若しくは定款に違反する行為」、補助参加人の「回復することができない損害」を何ら根拠付けるものではない（そもそも、原告らは、地震動²や地盤の変位³と重大事故との因果関係を具体的に主張立証していないのであるから、「回復することができない損害」に結びつく具体的な機序を述べたとは到底いえない。）。そして、本件原子力発電所において重大事故が発生する具体的な機序を主張立証していない以上、避難計画に係る原告らの主張は、本件の争点たり得ない⁴。

¹ 原告らは、重大事故の例として、冷却材喪失事故（Loss of Coolant Accident：LOCA）、全交流動力電源喪失（Station Blackout：SBO）、使用済燃料貯蔵プールにおける冷却材喪失を挙げるところ、補助参加人は、これらについていずれも対策を講じ、対策の有効性について原子力規制委員会の審査を受けている（乙9、乙16）。

² 原告らは、基準地震動について繰々述べるが、いずれも、新規制基準に基づく基準地震動の合理性を否定するものではない（平成27年12月24日福井地裁決定・判時2290号29頁、平成29年3月28日大阪高裁決定・判時2334号4頁、平成30年7月4日名古屋高裁金沢支部判決・判時2413/2414号71頁、令和2年1月30日大阪高裁決定・裁判所ウェブサイト参照）。

³ 準備書面(5)で述べたとおり、補助参加人は、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」（乙15の222ないし225頁）に該当しないこと、すなわち、後期更新世以降活動しておらず、地盤に変位（ずれ）が生ずるおそれがないことを確認し、原子力規制委員会の審査を受けている（乙100）。

⁴ 東北電力女川原子力発電所に係る仙台地裁令和2年7月6日決定・公刊物未登載や、関西電力高浜、大飯、美浜各発電所に係る大阪地裁令和3年3月17日決定・裁

2 原告らの請求は速やかに棄却されるべきこと

以上に述べたとおり、原告ら第13準備書面ないし第17準備書面は、会社法360条の要件を主張立証するものとはいえない。

会社法360条に基づく差止請求は、その性質上、迅速な判断が求められるものであり、同請求が長期化することは、被告取締役に応訴の負担を強いるのみならず、会社及びこれと取引する第三者の法的立場を不安定にするものであって、同条の趣旨に反することは明らかである。

しかるに、原告らは、提訴から2年以上経過した現時点において、「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれ」、「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれ」を主張立証していない。

したがって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。

以 上

判所ウェブサイトにおいても、避難計画の不備をいうのみでは原子力発電所における放射性物質放出の具体的危険性があるということとはできない旨判示されている。

なお、補助参加人が、本件原子力発電所において、関係法令の定めに従い、重大事故等対策を講じるとともに、原子力災害対策を講じていることは、準備書面(5)で述べたとおりである。